

「公共工事における地場中小企業支援措置」  
～ 工事発注目標について ～

**工事発注目標**

◎年内（12月）までの工事発注目標

**補正予算を含めた工事の発注率95%を超える**  
**ことを目指します。**

福岡市では、緊急経済対策の一環として、平成21年1月より「公共工事における地場中小企業支援措置」に取り組んでおります。

平成21年度上半期につきましては、年度当初予定工事の発注率が80%を超えることを目標として取り組みを行った結果、発注率81%となり、目標を達成することができました。

今回、スピーディかつ途切れのない発注を引き続き推進するため、年内（12月）までの工事発注目標を「補正予算を含めた工事の発注率95%を超えることを目指す。」と設定いたしましたので、ご報告いたします。

【問い合わせ先】

事務局：財政局技術監理部技術企画課

連絡先：TEL 711-4903

担当：柳橋、諸崎

## ○「公共工事における地場中小企業支援措置」

○第1次(平成21年1月13日発表)		
①	工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進	◆平成20年度内工事の早期発注(1月13日～) ◆平成21年度工事・設計委託等の早期発注 ○平成21年度工事発注目標設定 上半期発注率 80%超 (平成21年4月7日) ○平成21年度工事発注目標設定 年内発注率 95% (平成21年11月24日)
②	分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る	◆発注規模による分割発注(1月13日～) ◆工種による分離発注(1月13日～)
③	設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減	◆設計変更へのスピーディな対応(1月13日～) ◆工事書類の簡素化(2月1日～)
④	工事代金の支払手続きをスピードアップ	◆工事完了から検査までの期間短縮(2月1日～) 14日以内 → 10日以内
		◆工事代金支払期限の短縮(1月13日～) 40日以内 → 20日以内
⑤	工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入	◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用(1月13日～)
○第2次(平成21年2月10日発表)		
⑥	前金払制度の活用の促進	◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進(2月10日～)
⑦	設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定	◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定(3月1日～)
○第3次(平成21年4月7日発表)		
⑧	工事契約における入札手続きの期間短縮	◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化(4月公告～) (標準36日→29日)
⑨	物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し	◆物件移転補償費と用地費の前払金の割合の見直し(4月1日～) (現行70% → 改定80%)
○第4次(平成21年10月6日発表)		
⑩	一般土木の地場企業対象工事の範囲拡大	◆一般土木の地場企業対象工事の範囲拡大(10月1日～) (現行:予定価格7億円未満 → 拡大:予定価格10億円未満)
⑪	工事の入札における最低制限価格の改定	◆工事の最低制限価格の改定(10月1日～)
⑫	工事成績優良業者表彰制度の導入	◆工事成績優良業者表彰制度の導入(10月1日～)